

障がい者と人権

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

市大の障がいのある学生 支援についての現状と課題

恒光 徹(大阪市立大学名誉教授)

はじめに

大阪市立大学においては、1970年代より、障がいのある学生の学ぶ要求について、ときには厳しい議論を重ね、障がいのある学生の学ぶ権利を正面から認め、制度的に保障していったという合意が出来ていった(大阪市立大学人権問題研究センター編集、同研究センター・大阪市立大学人権問題委員会発行「人権問題ハンドブック5 障害者問題編」に詳しい)。

大阪市立大学では、1975年から教養課程の一般教育科目として「障害者問題論」を提供してきた。1996年からは、全

学共通科目の中で「障がい者と人権Ⅰ」、「障がい者と人権Ⅱ」を提供している。

また、人権問題委員会は、毎年、「障がいのある学生および関連課題に感心のある方々との懇談会」を開催し、大学・その他関係機関への要望事項をまとめてきた。

しかし、障がいのある学生への具体的支援は、各部署に委ねられたままであった。その結果、人的支援が必要な場合、各部署の教職員が支援学生・市民を探し、また、支援に一定の技術が必要な場合、各部署がその養成講座を組織しなければならず、ときによっては、不十分な支援しか行えなかった。

障がい学生支援室の 設置と今後の課題

支援を必要とする学生は、各学部・大学院にアトランダムに入学するのであり、以前に同様の支援を必要とした学生がいても、その経験は、学部・大学院が違えば十分生かされず、同じ学部・大学院であっても時が経過していけば、これまた、経験を十分生かすことができなかった。そこで、支援体制におけるそれらの不十分点を克服し、適切で迅速な支援を行うために、全学的な障がい学生支援室の設置が求められてきた。

大学の障がいのある学生支援

への支援窓口として、2011年秋より、「障がい学生支援室」が設置された。同支援室の設置は、人権問題委員会が、以前より繰り返し要望してきたものである。この設置により、必要十分な支援を行うスタートに立ったといえる。

同支援室は、杉本キャンパス本部構内の学生サポートセンター1階に置かれ、その役割は、1. 障がいのある学生からの相談業務、2. 障がいのある学生の支援に関わる情報収集、3. 学内の連絡調整、4. 研修会の開催、5. その他障がい学生支援に関することとされている。また、障がいのある学生をサポートする学生の募集も行なっており、2019年度には66名ほどが登録している。

同支援室には兼任の職員が配置されている。また、同支援室には、それをフォローする各部署の教員からなる全学の親委員会である障がい学生支援会議が設置されている。支援における同会議の役割はきわめて大きい。実際、同会議は、障がいのある学生に関する支援の基本方針として、基本的な考え方や支援の体制と流れ、障がいの区分ごとの支援・合理的配慮の提供の具体例などを検討し、

提案している。

同支援室が対応する障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由（上肢機能障がい・下肢機能障がい）、病弱（内部疾患等）、発達障がい、精神障がいなどがある。

現在（2019年12月現在）設置されて8年が経過し、今後の課題も具体的に見えてきた。列挙するならば、次のことがある。

- ① コーディネーター職員の専門性を一層深める。
適切な支援を迅速に行うために、兼任ではなく選任の職員が継続して配置され、コーディネーターとしての経験を積み重ねていくことが大事である。現在支援している学生は、日々成長し、学習内容や学習環境は変化していく。コーディネーター職員は、現在の必要を正確に把握し、学生の所属部署と共にきめ細かな援助を行なっていく必要がある。
- ② 経験の記録化
支援の経験を記録化し、今後に生かしていくことが必要である。加えて、毎年、適切な時期に、障がい学生支援室の親委員会、人権問題委員会および全学教務委員会に報告書を提出してもらいうことが適切と考える。
- ③ 全学の支援体制の構築
全学の支援体制の構築が必要であり、そのためには、定期的

な啓蒙活動、学生のみならず教職員の支援スタッフの定期的な登録募集と講習会を開催するべきである。その点から、教職員向けのリーフレットを配付している。

他大学の例を参考に、大学のホームページ上の案内を充実させる。学内外のイベントや学習会や講習会の案内、当事者や専門家の寄稿を載せていく。

④ 他大学との交流により支援の経験を共有化することが、必要である。本学は全国の多くの大学による「全国高等教育障害学生支援協議会」に加わっている。全国高等教育障害学生支援協議会の主催・共催する講演会や学習会に参加したり、そこでの相互交流や相互援助を実質的なものにしていったり、関西の拠点校・参加校の実地調査をおこなったり、「関西の大学の障害学生修学支援」担当者との交流を一層強めていくことが必要である。

⑤ 障がいのある学生からの相談業務の一層の充実
オープンキャンパス、大学受験の時または、入学時から障がい学生支援室の存在と支援内容を知って、障がいのある学生が相談に行き、登録できるようにする。
この8年の支援室活動の中で、支援者を配置するまでもな

いさやかな支援の要請も多くあった。例えば授業への保護者の付添いの許可や席の配置への配慮などである。このような支援も重要である。

以上のためには、大学のホームページへの掲載だけでなく、大学の要所所に大きな紙媒体での掲示が必要である。

その際、次の配慮が必要である。

第1に、見えない障がいへの一層の配慮が必要である。たとえば、発達障がい・難聴や内臓疾患に苦しんでいることは、周りから気づかれないことがある。一目で明らかでない障がいだけでなく、見えない障がいにも迅速・適切な支援が必要である。

第2に、第1の課題と裏腹の関係であるが、支援は押し付けはならないということである。自らの違いを障がいと捉え、支援を要求するのは、あくまで当事者である学生が決めることである。

ただ、支援を要求しない理由が、差別されないためであったということは、なくしていきたくない。すなわち、支援を求めやすい大学でありたい。そのための自省を日々行う大学であってほしい。

複合差別を考える

—忘れられた女性障害者—

加納 恵子(関西大学教授)

はじめに

わが国では、制度のはざまにある生活困窮者への支援が今大きな課題となっています。生活困窮者の実態が、突然の失業や疾病による経済困窮や老後の転落リスクという物語だけではなく家族問題・教育問題・就労問題：と人生の大半における不確かな帰属や制度からの排除による不利益や権利の剥奪を経験してきた層がしだいに明らかになってきました。(岩田2003)

ここでは、こうした「はざま問題」からも死角にあつて忘れられている「女性障害者」の複合差別の問題に光を当ててみたいと思います。これまで、差別は部落・性・障害・人種というように「類型化」されて語られることが多かったのですが、実際は複合的に問題が錯綜している場合がほとんどです。ちょうど公害問題の「複合汚染」という概念に近いものです。その「複合差別」のなかでも、対抗的な公共圏としての言説が構成されにくい存在に「女性障害者」があります。

彼女たちの声に耳を傾けることで、「複合差別」の実態と差別が「複合的に現象してしまう」社会の構造にも目を向けて考えたい

と思います。

さて、国連で採択された「障害者権利条約」の第6条には、「障害のある女性」という項目があり、「障がい者制度改革の推進のための第2次意見」では、女性障害者について言及され女性の項が盛り込まれたにもかかわらず、2011年成立した改正障害者基本法では「性別」という文言がわずかに3か所記されるのみで具体的な施策には繋がっていません。

2012年秋の内閣府障害者差別禁止部会の意見書においても国等の責務に留意事項として言及するに留まり条項化はできませんでした。そもそも、これまでの公的な障害者統計には、「障害種別」はあっても「性別」の集計データがほとんど存在せず、また支援の場での事例も守秘義務の中隠されたままです。

ここで、仮に「障害者あり女性であることで重複した差別を受け、生活上の問題が錯綜し解決も困難を極める」といった状況を「複合差別」と定義して、その問題整理から今後の課題を考えたいと思います。

一、「女性障害者を生きる」と「こと」の困難の整理

「女性障害者問題」は「女性問題＋障害者問題」という単純な足し算ではすまない質的に変容した問題状態を生みだし、そのことで政治的な領域へのアクセスが難しい死角領域ではないかと思うのです。

具体的に説明していきます。いわゆる「理想的な女性モデル」という今日的な社会規範は、

- ①性的対象物としての美しさ
- ②産む性としての健康な身体
- ③ケア役割とケア倫理

に整理されますが、障害のある心身を有する女性にとつてこれらの規範が外部的な圧力(呪文!)としてのみならず、成長過程における家族やケア生活で配当される「病人役割」を演じることで、有形無形に内面化され、結果として自己評価や自尊心の低いパワレレスな状態へと追いやっている状況があります(二重拘束状態)。

一方、一般的な女性身体も美し開発・発展・善という公式のもと、欧米資本とその文化・男性意識によって、あらゆる産業と密接に関連しながら世界規模でマーケット(植民地)化に成功している今日、この「女らしさ」の制度が社会規範化して威力を持ち出すと、現代の医療・産業

技術を投入して、人工的な身体
の美の「矯正」が進行し、「女性身
体」は、限りなく「可塑的な素材
(マテリアル)」として扱われは
じめます(諸橋泰樹1993)。
かような文化状況にある「女性
障害者の身体」は「開発的女性身
体」の「規格(ノルム)外」であり、
せいぜい「医療技術の対象マテ
リアル」として、「正常な身体」に
近づけるべく「整形・リハビリ」
されてきました。このように近
代における「女性規範」(女とし
ての能力)は彼女たちをどのど
ん追い詰め、肩身の狭い「ライ
フ(生命・生活・人生の3次元
とも)」を強いることになり「声」
を封じていきます。

二: 女性障害者の1/3が 性的被害にあっている

こんな厳しい現実にあつて、
「障害者差別禁止法」制定に向
けて、筆者も所属するDPI
女性障害者ネットワークは、
2012年3月に「障害のある
女性の生活困難―人生の中で出
会う複合的な生きにくさとは―
複合差別実態調査報告書」をま
とめ、「当事者調査」として初め
て「自分たちの声」を発しまし
た。概要は回答数87のうち、①
障害種別・肢体35視覚24聴覚5
精神10知的2難病9盲ろう1発
達1②年代別・20代5、30代

15、40代21、50代23、60代16、
70代1、無回答6であり、生き
にくさの項目で第1位:性的被害
45、2位:無理解26、3位:
恋愛・結婚・離婚21、4位:家事・
子育て・介護20、制度・慣習20、
5位:医療16、介助16、6位:
性と生殖12、7位:教育11と続
きます。D.V被害も7件報告されて
います。当事者調査ゆえの信頼
感から重い口を開いての「生声」
の数々でした。

何と、回答者の1/3が何ら
かの性的被害にあつているとい
うのです。深刻な被害として注
目すべきは、「性と生殖」に関する
もので「月経介助を省くため子宮
摘出を勧められた」や「不良な子
孫の出生を防止するための優生
保護法のもと、少女期に不妊手
術を受けさせられた」という証言
もありました。

一方、支援制度としての不備
も多く指摘され、D.Vシェルター
を含む保護施設がバリアフリー
化されておらずに利用できな
かったり、相談窓口が電話だけ
で聴覚障害者に閉ざされている
等、「女性政策」からも「障害者政
策」からもカバーされずに狭間に
落ちていく行政施策の不備が浮
き彫りになってきました。同時
に、担当部署の「複合差別」への
認識不足とその観点からのアド
ボカシー機能の弱さも目立ちま

す。「男女共同参画」や「暴力被害」
に関する行政対応はこれからと
いう状況なのです。

今後の課題

DPI女性障害者ネットワー
クの調査者は、「女性障害者は決
して弱い存在ではない。しかし、
その力を教育や雇用の場で発揮
する前に、その差別に抗するた
めに費やされてしまう、力が奪
われてしまつてゐる。これを自身
が生きる力として取り戻すには
女性障害者の人権を高める社会
的な施策が必要である。」と力強
く述べています。

今後の複合差別に立ち向かう
福祉支援のあるべき姿は、こう
した当事者を「多問題/支援困難
事例」という個人に責任を帰すよ
うな支援モデルに解消すること
なく、社会制度の改善や人権擁
護といったアドボカシー機能を
強化した社会モデルに移行して
いくことが急務だと考えていま
す。また、障害者運動において
も「特殊カテゴリー」として棚上
げするのではなく「複合差別」へ
の視座こそが、これからの「反差
別運動の閉塞を突破していくよ
うに思えるのです。

参考文献

DPI女性障害者ネットワー
ク(2012)『障害のある女性の生

活困難―人生の中で出会う複合
的な生きにくさとは―複合差別
実態調査報告書』特定非営利活
動歩人DPI日本会議なお、ダ
イジェスト版は、<http://db.ttl.jp/ENBn>から入手可能

岩田正美(2008)『社会的排除
―参加の欠如・不確かな帰属』
有斐閣

加納恵子(2012)『またもや
挫折?!―複合差別からのレッ
スを生かせ』『ノーマライゼー
ション障害者の福祉4月号』32巻
4号 日本障害者リハビリテ
ーション協会

加納恵子(1994)『女性障害
者』を論じる今日的意味―『障
害者の福祉』4巻3号 日本障害
者リハビリテーション協会

加納恵子(2004)『女性障害
者問題を読み解く』林千代編著『女
性福祉とは何か―その必要性と
提言―』ミネルヴァ書房

諸橋泰樹(1993)『雑誌文化の
中の女性学』明石書店

ジョック・ヤング著 青木秀男・
伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂
訳(2007)『排除型社会―後期
近代における犯罪・雇用・差異』
洛北出版

石井政之・石田かおり『見た目』
依存の時代―「美」という抑圧が
階層化社会に拍車を掛ける』原書
房2005

「障害者のため」でなく、「すべての人のため」の障害学生支援

松波 めぐみ(大阪市立大学非常勤講師)

◎ Aくんの苛立ち

大学生のAくんはスマートフォンをよく使います。ある日、気がついたら電池の残量がわずか。バイト先から電話がかかってくるかもしれないのに、ヤバい……！これからまた授業です。できれば教室にあるコンセントでこっそり充電したい。けど、以前そうしていたら、先生から「ここは君の家と違うで」と注意されたことがあります。あーあ、どうしよう……。憂鬱な気分です。教室の扉をあけると、最前列に座っている三人組が目につきました。三人のうち、両端の二人はそれぞれノートパソコンを開いています。しかも二人とも壁際のコンセントに電源をつないでいる！Aくんは「ずるい、自分も充電したいのに」と腹が立ちました。

……さて、ここまで読んで、みなさんはどう思われましたか？ その三人組の「正体」を察知して、「ああ、そうか。Aくん、

知らなかったのね」と思った人はいいますか？

それとも、「えー、なんだかわからないけど、Aくんが悔しいのはわかる」と思ったのでしょうか。

◎ 障害学生支援、「いま」と「むかし」

種明かしをすると（*注1）。三人組の真ん中に座っているBさんは、聴覚障害のある学生であり、両脇でノートパソコンを開けていたのは、「ノートテイク」を行うスタッフでした。Aくんは全くそのことを知りませんでした。

ノートテイクとは、聞こえないBさんの代わりに、先生の話をかたづけしからパソコンに打ち込んでいくことです。Bさんは、隣の席のノートテイクが打ち込んだ文字列を読むことで、先生の話についていきます。

（なお、二人いるのは、一人で90分全部やると、疲れて情報の精度も落ちるので、時々交代す

るためです。このように、視覚に障害のある人が不利益にならないように、必要な情報を提供してその人の権利を守ることが、「情報保障」といいます（*注2）。

このエピソードのBさんのように、大学で学んでいる障害のある学生を「障害学生」と呼びます。聴覚障害のほか、肢体不自由（車いす利用者など）、視覚障害、発達障害など、さまざまな障害のある学生さんが皆さんと同じキャンパスにいます。大阪市立大学では「障がい学生支援室」（*注3）を通して、さまざまな支援を提供しています。情報保障もその一つです。しかし、かつては、どの大学でも、そんな仕組みはありませんでした。試験の点が高ければ入学はできる。しかし大学側が障害学生に言い放つたことは、「われわれはあなたを特別扱いしません」「自分でがんばってください」というものでした。

聞こえない学生が、聞こえる人ばかりの教室で講義を受ける様子を想像してみます。先生の

話はほとんど何もわからない。板書も断片的。先生が冗談を言ったのか、他の学生たちが楽しそうにドッと笑っているけど、自分だけ笑えない。とても孤独ですし、単位をとれるかどうかも不安です。

「自分でがんばって」と言われても、努力すれば聞こえるようになるわけではありませぬ。一般学生が、英語のリスニングが苦手でも「がんばれば」だんだん聞き取れるようになっていくのとはわけが違います。越えられない壁（バリア）があるのに、「自己責任」にされてしまう。——かつては、それがまかり通っていました。車いすを使用する学生も、当時エレベーター等ない校舎ばかりだった中、何の配慮も受けられなかったようです。

「これはおかしい」と思った三十数年前の障害学生やまわりの学生たちが声をあげ、「学ぶ権利」の保障を大学に要求していきました。さまざまな議論、検討、試行錯誤のプロセスを経て、市大では、比較的早い時期に、障害のある学生への支援が整えられていった

ようです。（*注4）

聴覚障害の学生には講義中のノートテイクを保障する。車いすの学生ができれば、通りにくい通路を補修したり、机の高さを調整したりする。視覚障害の学生がいれば、事前に授業の資料をデータで渡す……。さまざまな障害学生への支援の方法が少しずつ蓄積されてきています。

◎「障害の社会モデル」から見た障害学生支援

「誰にも学ぶ権利がある」と言えば、反対する人はいないでしょう。しかし、ここまで読んで、「がんばっている人を応援してあげるのはいけいけど……」「大学が、障害者のためにここまでいろいろ支援するのは大変では？」と思った人はいませんか？

実は、障害学生支援は「障害者のため」だけのものではありません。どんな心身の状態の人でも、誰がどんな状態になっても学び続けられようという「社会環境」にしていこうという努力がなされています。ちなみにあな

たも、卒業までに「障害学生支援」を受けることはないといい保証はどこにもありません。障害学生支援は、すべての人のためのものであります。

日本は2014年に障害者権利条約を批准しました。今は世界共通のルールとなった新しい「障害」観は、「障害の社会モデル」と呼ばれるものです。（*注5）

「障害の社会モデル」は、障害のある人が苦勞するとしたら、それは、そもそも「社会が健常者中心にできていくこと」が原因だ」と考えます。世の中にはそもそもいろんな姿かたちをした人、いろんな移動手段を使う人、いろんなコミュニケーションを使う人がいます。それなのに、足で歩けない人を排除した（階段しかない）建物、聞こえない人を締め出した大学の講義は、それじたいが人を差別しています。社会環境の中にあるバリアこそ、問題の本質なのです。そんなバリアをできるだけとりのぞいて、平等に生きられるようにしていこう。——これが「障害者権利条約のベース」になっている「障害の社会モデル」とい

考え方です。いわば、障害学生支援とは、キャンパスにおける「障害の社会モデル」の実行部隊のようなものでしょう。

◎障害者権利条約を知ろう！学ぼう。

2006年に国連総会で採択され、2014年に日本も批准した「条約」のことを、ぜひ学生の皆さんに学んでほしいと思っています。なぜなら、条約は、いわば「社会にどんなバリアがあり、改善しないとイケないか」の一覧表だからです。漠然と「障害者を見かけたら、親切にしながらは」等心がけるよりもむしろ自分が生きていく社会の課題をじっくり知って、考えていく——ということが非常に大事だと思つてます。

皆さんの中には既に実は障害（病氣）をもっている、家族や友達がそうだ、という方もおられるでしょう。障害者権利条約は、「あなたは堂々と、スカタンな環境を改善するように求めていいんですよ。」「バリアを放置し

てきた社会に問題があるんだから、あなたの主張は正当だ」というメッセージがあります。世界中の障害者の懸命の運動により実現した「条約」の中心を知ること、力づけられることもあると思います。

そしてもちろん、障害者や周囲の人だけが権利条約を学んでも、意味がありません。2016年4月からスタートしている「障害者差別解消法」という法律も含め、障害者権利条約の考え方が日本社会に根付いていくことを私は強く望んでいます。大学のキャンパスは、あたりまえに障害者が学べる、学生どうしが喜怒哀楽をともにして交流できる場所になりますように。

Aくんのような「知らないゆえの誤解をしたとしても、そこから学べばいいのです。」

(注1)これは2015年に大阪府大で実際にあった出来事です。Aくんが、コミュニケーションカードで「電源を使っている人がいる」と不満を書いたことにより発覚

しました。その授業を担当している先生が、驚いて、Bさん、および障がい学生支援室の人と相談した結果、次の授業の時にノートテイクについて説明することになりました。まさか障害のある学生が座っていると思わなかった! Aくんは驚き、バツの悪い思いをしたことでしょう。現実には、ノートテイクのことを知らない、これまで見たことがない人はたくさんいますから、初めて接するとAくんのように反応してしまうこともありえます。最初からなんでも知っている人はいないので、一概に「知らない=悪い」とは言えません。「あれ?」と疑問に思うことがあれば、決めつけずに尋ねてみる、知つていこうとする態度が大切だと思います。

(注2) 視覚障害のある人に、事前に配布物のデータを渡すことも「情報保障」になります。

(注3) 支援室については、恒光徹先生のページ(P26~27)も参照のこと。なお「障害/障がい」という表記について。近年「障がい」という表記をしばしば見かけ、市大でも使われています。従来からの

「害」という字には、「被害、有害」など悪い意味があり、「嫌がる人もいるだろう、ひらがなの方が柔らかいイメージになる」といった動機から使われているようです。しかし私はこの文章で「障害」という字を使っており、授業でも同様です。その理由は、「障害の社会モデル」の考え方に立つためです。「社会モデル」で考えると、現に不利益(被害)をつくっている「障壁」が社会の中にあることを直視すること、そして障壁をどう取り除くかを考えていくことが重要です。直すべき「障壁」をごまかして、ただ「柔らかいイメージ」にすることは、問題の本質をぼやかしてしまいます。障害者の権利擁護を行う団体等があげて「障害」という字を使い続けているのは、そのためです。

(注4) 同じような障害学生への支援を行う支援室や部署は、今では多くの大学に置かれています。また大学間で格差があるのが現状です。2016年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことにより、ずいぶん状況は変わってきました。関心のある方は、日本

学生支援機構(JASSO)の「障害学生支援」のサイトを「ご覧ください」。「合理的配慮ハンドブック」や奨学金の情報など、とても参考になります。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu shien/index.html>

(注5) その反対の「障害の医学モデル」は、「障害者が不利益を受けるのは、身体に障害があるからだ」と考え、リハビリや治療を奨励します。個人に「障害を克服」すべく努力することを期待する昔ながらの価値観です。この「医学モデル」の考えに立つに限り、社会環境のバリアは見えてきませんし、重度障害者は社会参加できなくても当然とばかりに切り捨てられてきたのです。



条例のある街

野沢和弘著

ぶどう社 2007年

2006年10月、全国で初めて、障がい者差別を禁じた「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」ができた。本書は、千葉県で画期的な条例が誕生するまでの、紆余曲折の展開を克明に記録し、躍動感あふれる文体で、条例成立に奔走した人々の熱気に迫っている。

著者は執筆当時、毎日新聞の現役記者で、若者の引きこもり、薬害エイズ、障がい者虐待、児童虐待などの現場を数多く取材し報道してきた。そして知的障がいを伴う自閉症児の父親でもある。本業の傍ら、この条例づくりの基となる「障害差別をなくすための研究会」の座長も務めた。この研究会で、800を超える差別事例を検討し、27団体からのヒアリングも重ね、県内全域で32回を数えるタウンミーティングも開いた。障がいの種別は異なっても、障がい当事者、関係者ならどこそ共感できる怒りや悲しみが存在する。そこに集まった理不尽な差別に苦しむ声々が、障がいの種別を超えて、一つの大きなうねりになっていく。

障がい者自身が苦勞して案文を作ったが、差別をした人を罰するのではなく、理解を深め、味方になってもらうための条例を目指した。まさに条例づくりのプロセスにこそ条例の本旨が見えている。しかし、自民党が約7割を占める保守王国の県議会が壁となって立ちほだかり、激論の末に継続審議、大幅修正、さらにはいったん取り下げにも遭ってしまう。

県議会にかかって8ヶ月、原案から大きく変容したが、あれほど反対した議会との間で相互理解が生まれはじめ、この条例は成立した。もちろん苦渋の譲歩もあったが、理解の輪を広げることで、条例づくりの灯だけは決して消しなくなかった。前例を厭う風土に前例となる風穴をあけるためである。

著者は「はじめに」の後段で、「この条例は障害者のためのものだが、決して障害者のためだけの条例ではない。同時代に生きる人々がそれぞれの違いを認め合い、多様性を楽しむのが、これからの成熟社会のあり方だと私は思う。その先駆けとなるべき条例をつくらうと、障害者や家族が立ち上がったのである。」「どんな人間もひとりでは生きられない。ひとりで生きているつもりでも、自分が知らないところで同時代に生きる人々とながら、影響し合い、絶えず社会の中で化学反応を起こして、少しずつ時代は動いていくのだと思う。」と述べている。これからの成熟社会を築いていくための普遍的なメッセージに聞こえる。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい時代にするために、世界を1センチずつでも変えるために、私たちに何が求められているのか、何ができるのか、考えさせられる良書である。

(10年経ってみると) 上梓から10年を経過したところであるが、千葉県の件の条例(2007年7月施行)が先駆けとなり、

北海道：「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(2010年4月1日施行)

岩手県：「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」(2011年7月1日施行)

熊本県：「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」(2012年4月1日施行)

2014年施行：長崎県、沖縄県、鹿児島県

2015年施行：京都府、茨城県、奈良県

2016年施行：徳島県、大分県、宮崎県、栃木県、愛媛県、山形県、埼玉県

で制定されている。

熊谷 寛

(北里大学大学院医療系研究科 教授(元大阪市立大学大学院工学研究科 教授))



私たち遅れているの？ —知的障害者はつくられる—

(増補改訂版)

カリフォルニア・ピープルファースト編

秋山愛子・斎藤明子訳

現代書館 2006年

「どこで、だれと住むか、どんな人と人間関係を持つか、どこで学ぶか、どんな仕事をするか、余暇に何をするか、将来どんな生活をしたいか」を自分で決める権利をカリフォルニア州のランタマン法は知的・発達障がい者に保障しています。知的障がい者ひとりひとりの考えを汲み取らなければ州の予算も組めないのです。どうすれば「管理と指導」から「自己実現支援」に移行できるのか、1980年代に全州調査に参加した本人と支援者が、福祉サービスにおける発想の転換とシステム変更を州に提案した文書の日本語訳です。その結果カリフォルニア州ではIPP（個別サービス提供計画）や本人活動などにより「言葉が無い」とされた人々が自分の気持ちを語り、地域で暮らし始めました。出版にあたり日本の読者が自分にひきつけて理解できるように工夫しました。また2006年に増補改訂を行いアップ・ツー・デートな情報も盛り込まれています。



哀れみはいらない —全米障害者運動の軌跡—

ジョセフP・シャピロ著・秋山愛子訳

現代書館 1999年

これまで私たちの社会は、障がい者は子どものように人に依存する存在で、慈善や哀れみを必要とすると考えてきました。しかし、障がい自体は哀れむべきものでも悲劇でもない。それよりも、障がい者に対して社会が作り出した神話や恐れのお気持ち、そして固定観念こそ障がい者の生活を困難にしてきた。変わらなければいけないのは社会であり、障がい者ではない。障がい者権利運動の哲学はこの点を強調し、このことが偏見と差別を打破する大きな原動力となってきました。著者のシャピロは、障がい者の生きてきたさまざまな現実と、自己認識の変化を障がいのあるなしに関係なく、多くの人々に伝え、そのことで大きな誤解を解きたい、と書いてこの本を書いたと述べています。この本によってアメリカの障がい者運動の歴史や自立生活運動、ピープル・ファースト、教育におけるインクルージョンの理念などいろいろな障がい者問題が理解できるものと思います。

狩俣 正雄

(滋慶医療科学大学院大学 教授(大阪市立大学 名誉教授))